

改正内閣府令案の概要

1. 任意適用の対象会社(連結財務諸表規則第1条の2、開示府令第2号様式記載上の注意(59)等)

国際的な財務活動又は事業活動を行う国内会社で、次の(1)及び(2)の要件を満たす会社(「特定会社」という。)は、指定国際会計基準(下記2に規定)により連結財務諸表を作成することができる。

(1) 次の要件のすべてを満たすこと

- ① 発行する株式が、金融商品取引所に上場されていること
- ② 有価証券報告書において、連結財務諸表の適正性を確保するための特段の取組みに係る記載を行っていること
- ③ 指定国際会計基準に関する十分な知識を有する役員又は使用人を置いており、指定国際会計基準に基づいて連結財務諸表を適正に作成することができる体制を整備していること

(2) 次の要件のいずれかを満たすこと

会社、その親会社、その他の関係会社又はその他の関係会社の親会社が、

- ① 外国の法令に基づき、法令の定める期間ごとに国際会計基準に従って作成した企業内容等に関する開示書類を開示していること
- ② 外国金融商品市場の規則に基づき、規則の定める期間ごとに国際会計基準に従って作成した企業内容等に関する開示書類を開示していること
- ③ 外国に資本金20億円以上の子会社を有していること

(3) 特定会社は、(1)の②及び③の要件を満たしていれば、翌年度以降も引き続き、指定国際会計基準により連結財務諸表を作成することができる。

2. 国際会計基準の指定(連結財務諸表規則第93条、同規則ガイドライン93、告示等)

国際会計基準委員会が公表した国際会計基準のうち、公正かつ適正な手続の下に作成及び公表が行われたものと認められ、公正妥当な企業会計の基準として認められることが見込まれるものを金融庁長官が定め、官報で告示する。

国際会計基準を指定する場合には、次の手続を行う。

内容が明確な企業会計の基準案があらかじめ広く周知され、関係者間で適切な議論がなされており、多数の関係者が当該基準案を経済実態に適合した合理的な内容と評価し、公正妥当な企業会計の基準として受け入れられる程度にまで至るような手続を経て作成及び

公表が行われたものかどうかを確認するものとする。

3. 並行開示(開示府令第2号様式記載上の注意(30)c,d等)

指定国際会計基準により連結財務諸表を作成した会社は、初年度に限り、(1)日本基準による要約連結財務諸表(2期分)、連結財務諸表を作成するための基本となる重要な事項の変更に関する事項(2期分)、及び(2)日本基準による連結財務諸表の主要な項目と指定国際会計基準による連結財務諸表の主要な項目との差異に関する事項(2期分)を概算額で記載しなければならない。

また、翌年度以降は、直近の連結会計年度において、(2)の記載のみが求められる。

なお、(1)及び(2)については、監査対象外とする。

(注)米国基準適用会社が、指定国際会計基準を適用する場合には、上記(2)を記載する必要はない。

4. 四半期報告書に係る取り扱い

(開示府令第4号の3様式記載上の注意(21)g,h、監査証明府令第1条第11号の2等)

特定会社は、年度の連結財務諸表、又は第一四半期の四半期連結財務諸表から指定国際会計基準を適用することができる。

ただし、日本基準による年度の連結財務諸表を記載した有価証券報告書を既に提出した特定会社であっても、指定国際会計基準を初めて適用する場合に限り、翌年度の第1四半期会計期間に係る四半期報告書に、指定国際会計基準による年度の連結財務諸表を記載して提出することができる。

5. 連結財務諸表を作成していない特定会社の取扱い(財務諸表規則第127条等)

連結財務諸表を作成していない特定会社は、日本基準による財務諸表に加えて、指定国際会計基準による財務諸表を作成することができる。

6. 適用(附則第1条)

特定会社は、2010年3月31日以後に終了する連結会計年度から、指定国際会計基準による連結財務諸表を作成することができる。